

実施方針に関する質問及び回答（1）

No	資料名	頁	質問・意見等の区分と内容	回 答
1	実施方針	1頁	《質問》 今回の事業に、汚泥の引抜、処分まで含まれますか。	・浄化槽の清掃業務は含んでおりません。
2	実施方針	1頁	《質問》 軽微な補修とあるが、どの程度の補修を軽微とするのか、具体例をご教示していただきたいのと、重度の補修が必要な場合の対応と費用はどう考えるのか、教えてください。	・通常では、頻繁に出し入れを行う葉筒ケースの交換、ブロアーのゴムパッキングの交換などが該当します。なお、重度な補修が必要な場合とは、機能不全にかかわるトラブルに該当します。その場合は、別紙1の市とSPCのリスク分担の基本的な考え方にに基づき、SPCがすべて責任を負うこととなります。
3	実施方針	2頁	《質問》 ④に記載されている「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」については、全文をホームページ等に公開していただけますか。「不可」であれば入手方法などをご教示下さい。	・8月5日から本市ホームページ上に掲載しております。
4	実施方針	2頁	《質問》 「PFI事業者から買取事業を実施し」とあるが、買取価格は単純に何基×何円の定価格でしょうか。設置する場所により、工事代金が大きく違う場合があります。	・提案価格（市による買取価格）の算出やその評価については、今後、公表する募集要項において示してまいります。原則は、人槽ごとの金額×その設置基数となります。なお、工事内容がシンプルなこと、また全体予定基数が450基となるため、これまでの民間事業者によるノウハウや経験から、一定の予定金額の算出は可能と考えております。
5	実施方針	2頁	《質問》 ⑨に記載されている「市は、浄化槽買取事業を実施するにあたって、国庫補助を申請するとともに・・・」とありますが、今回の高度処理型については、国庫補助を含め、どの程度を想定されていますか。また、維持管理費については何か補助をお考えですか。	・市が想定する事業費につきましては、今後、公表する募集要項において示してまいります。また、維持管理費への補助につきましては予定しておりません。

実施方針に関する質問及び回答（２）

No	資料名	頁	質問・意見等の区分と内容	回 答
6	実施方針	3頁	《質問》 「客観的評価を行ない」とあるが、誰が評価するのでしょうか。評価者のメンバーは公表されるのでしょうか。	・市が評価します。また、市が評価することから評価者メンバーの公表はありません。
7	実施方針	3頁	《質問》 「市は、PFI事業として…、財政資金の効率的活用…、この事業を特定事業として選定する。」と記載されています。 PSCとしての予定事業費の公表はありますでしょうか。	・PSCとしての予定事業費については、今後、公表する特定事業の選定において示してまいります。
8	実施方針	3頁	《意見》 説明会から（8月下旬）提案書受付までの期間が約1ヶ月足らずしか無く、事業パートナーを選出し、提案するには時間が少々少なすぎるような気がします。十分な事業計画を検討するために最低でも2ヶ月は猶予を頂きたいのですが、いかがなものでしょうか。	・事業内容は工場生産品の浄化槽の設置とその保守管理であり、設置浄化槽の所有権もBOT方式により市に移転するなど、シンプルなものとなっております。つきましては、今後、公表する募集要項における提案内容も事業内容に準じて簡素化されたものとなる予定です。年度内の事業開始に向けて、ご協力をお願いします。
9	実施方針	4頁	《質問》 「SPCの設立にあたり、設置場所は、富田林市内でも、大阪府域、あるいは、他府県でも良いのでしょうか。	・今後、公表する募集要項において示してまいります。
10	実施方針	5頁	《質問》 （1）項に「市長は、学識経験者等…『…選定事業者審査委員会』の審査に基づき、PFI事業予定者を選定する。」とありますが、事前に①審査委員会のメンバーの公表、②「定性点」や「価格点」との配分などの基準の公表等がありますか。 公表されるとすれば、いつごろですか。	・審査委員会のメンバーの公表、「定性点」や「価格点」の配分等の基準の公表につきましては、今後、公表する募集要項において示してまいります。

実施方針に関する質問及び回答（3）

No	資料名	頁	質問・意見等の区分と内容	回 答
11	実施方針	5頁	<p>《質問》 「審査委員会の審査に基づき」とあるが、どのような項目で、どのような基準で審査されるのでしょうか。例えば、各項目ごとの得点による評価の場合、1. 事業内容50点満点 2. 事業者評価（財務状況その他）20点満点 3. 技術的評価30点満点 3点の総合評価の高いものを事業者候補とする。上記例のような、基準があるなら、公表してください。</p>	<p>・NO9の回答を参照してください。</p>
12	実施方針	5頁	<p>《質問》 学識経験者等からなる審査委員会のメンバーは公表されるのでしょうか。</p>	<p>・NO9の回答を参照してください。</p>
13	実施方針	6頁	<p>《質問》 まだまだ実績の無い、高度処理型小型合併に対し安定した処理機能と設置スペース最小で建設工事・保守管理のコスト低で国等の水質基準においても問題がなく現代、一般家庭に最も多く設置されている嫌気ろ床接触ばっ気方式又は単体流動生物ろ過方式の選定が今般のPFI事業に限っては、あらゆる面に置いて返って住民の理解も得やすく事業をスムーズに継続しやすいと思われませんが、市町村設置型はいかなる場合も高度処理と定められているのでしょうか、選定された理由をお願いします。</p>	<p>・整備する浄化槽の性能基準については、学識経験者等からなる「富田林市浄化槽整備推進事業に係る選定事業者審査委員会」における審議の結果、今後予想される排水規制を踏まえ、より安定した処理機能を確保する観点から、高度処理型（窒素除去型以上）としております。</p>